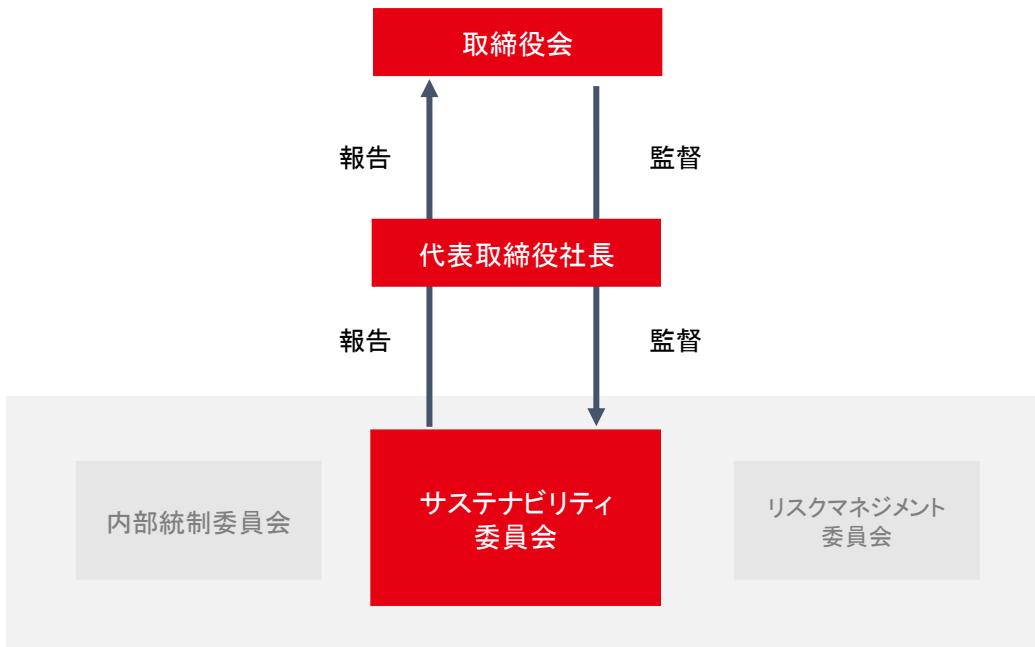


## サステナビリティ推進におけるガバナンス体制

当社では、サステナビリティ課題への対応は主に2023年5月に設置されたサステナビリティ委員会が担います。サステナビリティ委員会は代表取締役社長を委員長として原則として四半期に1回開催し、気候変動やサプライチェーン上の人権保護などサステナビリティに関連する課題の特定及び対応策についての議論を行います。また、審議内容を原則年2回取締役会に答申します。取締役会では対応方針が決議され、サステナビリティ委員会を通じて進捗管理や社内啓蒙が実施されます。



会議体	役割
取締役会	当社の経営意思決定機関であり、原則月1回開催。代表取締役社長が議長を務める。気候変動リスクや人権対応等のサステナビリティ課題についてサステナビリティ委員会から報告を受け、対応策を決議する役割を担う。
サステナビリティ委員会	2023年に新設された、サステナビリティ課題の特定、対応策の審議・推進、進捗管理を担う組織。代表取締役社長が委員長を務め、原則年2回取締役会へ審議内容を報告・上程し、取締役会の決議に応じて活動を行う。
リスクマネジメント委員会	代表取締役社長が管轄する組織。当社の事業に関わるすべてのリスクを管理する。サステナビリティ課題においては、気候変動関連リスクを他のリスクと比較して相対的に評価する役割を担う。